

# 茨城県報 第45号

平成元年6月12日

月曜日

## 目次

### 告示

	ページ
●土地改良事業の適当決定(2件)(農地管理課).....	1
●定款変更の認可(〃).....	2
●道路の区域変更(4件)(道路維持課).....	2
●道路の供用開始(2件)(〃).....	5
●河川区域の廃止(河川課).....	5
●都市計画事業の認可(2件)(都市施設課).....	6

### 公告

●平成元年度砂利採取業務主任者試験(工業振興課).....	6
●開発行為の工事完了(3件)(建築指導課).....	8

## 告示

### 茨城県告示第719号

明野町長加倉井昭喜から平成元年3月17日付けで認可申請のあった村田地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年6月12日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 縦覧に供する書類 村田地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成元年6月13日から平成元年7月5日まで
- 3 縦覧の場所 明野町役場

### 茨城県告示第720号

明野町長加倉井昭喜から平成元年3月17日付けで認可申請のあった東石田地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年6月12日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 縦覧に供する書類 東石田地区土地改良事業計画書の写し  
 2 縦覧の期間 平成元年6月13日から平成元年7月5日まで  
 3 縦覧の場所 明野町役場

茨城県告示第721号

平成元年5月22日付けで羽賀沼土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により平成元年6月6日認可した。

平成元年6月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第722号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成元年6月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年6月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 笠間筑波線  
 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡八郷町大字太田字堂ノ入 934番地先から 新治郡八郷町大字太田字堂ノ入 934番地先まで	旧	メートル 最大 17.5 最小 8.8	メートル 90.0	
新治郡八郷町大字太田字堂ノ入 1401-1番地先から 新治郡八郷町大字太田字堂ノ入 1501-4番地先まで		最大 22.8 最小 8.0		
新治郡八郷町大字太田字堂ノ入 1401-1番地先から 新治郡八郷町大字太田字堂ノ入 150-4番地先まで	新	最大 22.8 最小 8.0	550.0	

茨城県告示第723号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成元年6月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年6月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高萩塙線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
高萩市大字石滝字不動前 2206番5から 高萩市大字上手綱字河原 613番7地先まで 高萩市大字高戸字権現前 362番2から 高萩市大字上手綱字河原 613番7地先まで	旧	メートル 最大 17.9 最小 5.0 最大 40.0 最小 15.2	メートル 6,427.6 2,804.0	
高萩市大字高戸字権現前 362番2から 高萩市大字上手綱字河原 613番7地先まで	新	最大 44.0 最小 15.6	2,804.0	不用物件高萩市へ 移管

茨城県告示第724号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成元年6月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年6月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下館三和線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城市大字芳賀崎字芳賀崎西 611番地先から	旧	メートル 最大 11.2 最小 11.0 最大 14.2 最小 13.7	メートル 96.0 88.0	
結城市大字今宿字今泉 1412番地先まで	新	最大 14.2 最小 13.7	88.0	迂回路撤去による区 域変更

## 茨城県告示第725号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成元年6月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成元年6月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長沖藤代線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
竜ヶ崎市長沖町 37番1地先から	旧	メートル 最大 12.0 最小 5.5 最大 9.0 最小 6.0	メートル 95.0 95.5	
竜ヶ崎市高須町 4024番2地先まで	新	最大 21.0 最小 15.0	95.0	沖須橋架替工事完了 に伴う区域変更

茨城県告示第726号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、平成元年6月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年6月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 長沖藤代線
- 2 供用開始の区間 竜ヶ崎市長沖町37番1地先から  
 竜ヶ崎市高須町4024番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成元年6月12日

茨城県告示第727号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、平成元年6月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年6月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 土浦境線
- 2 供用開始の区間 つくば市大字上郷字神手1444番地6から  
 つくば市大字上郷字神手1277番地1まで
- 3 供用開始の期日 平成元年6月12日

茨城県告示第728号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び下館土木事務所において縦覧に供する。

平成元年6月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河 川 の 名 称 利根川水系一級河川谷部沢川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
 平成元年6月12日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
真壁郡大和村大字本木字一丁田1738-7地先	土 地	543.37㎡

**茨城県告示第729号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成元年6月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 下妻市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
下妻都市計画道路事業  
3・5・9号 大町本宿線
- 3 事業施行期間 平成元年6月12日から平成6年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分 茨城県下妻市大字下妻字大町，字今峰，字西町，字前山下，字西館，字三ノ輪，字舟山下，字旭下及び字本宿並びに大字本城町一丁目地内

**茨城県告示第730号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成元年6月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 大宮町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
大宮都市計画道路事業  
3・5・8号 工業団地環状線
- 3 事業施行期間 平成元年6月12日から平成3年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分 茨城県那珂郡大宮町工業団地地内  
(2) 使用の部分 なし

---

**公 告**

---

**●平成元年度砂利採取業務主任者試験**

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条の規定に基づく知事が行う砂利採取業務主任者試験については、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号。以下、「規則」という。）第8条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成元年6月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 実施期日及び時間

平成元年7月31日（月） 午前10時から正午まで

2 実施場所 水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県議会議事堂地階大会議室

（都合により実施場所を変更したときは受験者に通知する。）

3 試験科目

(1) 法令 砂利の採取に関する関係法令

(2) 技術 砂利の採取に関する技術的事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 所定の様式（規則第10条様式第9）を使用すること。

イ 履歴書 所定の様式（規則第10条様式第10）を使用すること。

ウ 写真 縦3.5センチメートル横2.5センチメートル、脱帽、正面向、上半身出願前6ヶ月以内に撮影したものを2枚用意し、裏面に氏名、年令、撮影年月日を記載して、1枚提出すること。もう1枚は後日送付する受験票にはり付け当日持参すること。

エ 住民票

(2) 受験手数料 受験願書提出と同時に茨城県収入証紙をもって5,400円を納付すること。

5 受験願書受付期間

平成元年6月26日（月）から平成元年7月1日（土）まで

（毎日午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日は正午まで。）

郵送の場合は、「書留便」とし、封書の表に「砂利採取業務主任者試験願書在中」と朱書して、上記期間内に必着のこと。

6 受験願書の提出先

最寄りの地方総合事務所（日立商工分室を含む。）

なお、地方総合事務所の所在等は次のとおり。

(1) 水戸市柵町一丁目3番1号

県北地方総合事務所 商工労政課

(2) 日立市会瀬町4丁目9番13号（中小企業福祉センター内）

県北地方総合事務所 日立商工分室

(3) 鹿島郡銚田町大字銚田1367-3

鹿行地方総合事務所 商工労政課

(4) 土浦市真鍋5丁目17番26号

県南地方総合事務所 商工労政課

(5) 下館市二木成615番地

県西地方総合事務所 商工労政課

7 受験願書の請求

受験願書等の用紙は、受験願書提出先及び茨城県商工労働部工業振興課に請求すること。  
ただし、郵送を希望する場合は、62円切手を貼った返信用封筒を同封して請求すること。

8 受験票の発送

受験票は、受験番号が決定され次第、受験者の住所地に郵送する。

試験当日は、この受験票に、受験手続きの際提出した写真と同じものを貼付して必ず持参すること。

9 合格発表

合格発表は合格者に通知して行うほか、8月14日(月)に合格者名簿を願書提出先及び商工労働部工業振興課に掲示する。

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成元年6月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくば市大字古来字宮前1412番1

2 事業主の住所及び氏名

新治郡八郷町大字小幡849番地

イバラキ食品有限会社

代表取締役 小 池 敏 次

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字久能字前原811番4, 812番, 同番1, 813番1, 818番2

2 事業主の住所及び氏名

大阪府大阪市北区中之島6丁目2番27号

積水ハウス株式会社

代表取締役 田 鍋 健



1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字飯倉字金堀1421番2, 1421番3の一部, 1421番5の一部, 1421番6, 1422番

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字阿見3842番地の4

阿見町農業協同組合

組合理事長 石 引 成 久



毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)